

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	5	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
施策目標	1	雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること
	III	職業能力評価システムを整備すること
担当部局・課	主管部局・課	職業能力開発局能力評価課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	民間における職業能力評価制度の構築を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>企業内外の労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準を作成し、当該基準を用いた評価ツール・手法の開発、活用の促進を行い、職業能力評価制度を構築する。なお、基準の策定にあたっては、業種別に産業界等との連携の下、職務分析を行い労働者に求められる職務遂行能力（知識・技能等）を体系的に整理し、それを基に職業能力評価基準として整備するものとする。</p> <p>具体的な職業能力評価基準策定業種としては、電気機械器具製造業、ホテル業、自動車製造業等があげられる。</p> <p>○関連する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な能力評価制度等の整備 (平成17年度予算額) 267百万円 					
(評価指標の考え方)					
労働市場において職業能力評価基準が有効に機能するためには、幅広い分野において職業能力評価基準が整備されている必要があることから、当該基準の整備状況により評価する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
業種別職業能力評価基準取組状況 (単位：業種数)	—	3	10	10	8
(備考)					
・平成14年度から事業を実施					
実績目標2	国による職業能力評価を受ける機会の確保を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					

職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する制度である技能検定について、実施する職種や検定の内容につき、適宜見直しを行う。また、民間機関への試験業務の委託を拡大する等民間活力を活用する等により、技能検定の有用性を高め、制度の一層の普及を図る。

○ 関連する経費

- ・ 技能検定指導監督費（平成 17 年度予算額）12 百万円
- ・ 技能検定実施費（平成 17 年度予算額）71 百万円
- ・ 中央職業能力開発協会費（平成 17 年度予算額）800 百万円
- ・ 都道府県職業能力開発協会費（平成 17 年度予算額）1582 百万円
- ・ 指定試験機関技能検定実施費（平成 17 年度予算額）6 百万円

（評価指標の考え方）

実績目標を達成するための手段として、技能検定の有用性を高め、制度の一層の普及を図ることとしており、当該普及状況を確認するのに技能検定実施状況をもって評価する。

（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
技能検定実施状況（受検申請者数）（人）	179,975	469,920	451,496	444,514	470,713

（備考）

- ・ 評価指標は厚生労働省能力評価課「技能検定実施状況」による。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

労働者の就業意識・就業形態の多様化、労働移動の増大等により、企業主導の能力開発だけでは限界が生じつつある一方、労働者に求められる職業能力は企業内外を問わず通用するものへと変化してきている。

このような中、労働力需給における職業能力のミスマッチを解消し、企業内外を通じた職業キャリアの円滑な展開と労働者の雇用の安定や就職促進を図るためには、適切な情報を入手したり、自らの職業能力を確認しつつ、その職業生活設計に即して職業訓練・教育訓練を受け、キャリア形成を図ることの重要性が増している。

このため、労働者自らによる必要なキャリア形成及び事業主や国による労働者に対する確かなキャリア形成支援ができるよう、労働市場のインフラストラクチャーとして、職業能力を適正に評価するための基準、仕組みを整備し、普及を図ることが必要となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

（実績目標 1）

本事業は、企業の人事担当者等の協力を得ることにより、実態を踏まえた評価基準の整備を進めており、こうした実態を踏まえた職業能力評価制度が整備されることにより、企業等にとっては、求められる人材要件を体系的に把握でき、必要とする人材

を効率的に確保することができるほか、労働者の能力に応じた人事処遇等の判断材料として活用することができる。

また労働者個人にとっては、個人主導のキャリア形成を行う際の自己現状認識や課題の洗い出しが容易になり、キャリア形成を図る上で到達すべき目標が明確になるほか、自己の職務に必要な能力について知ることが容易になる。したがって、本施策は施策目標の達成に当たり、有効であると評価できる。

(実績目標 2)

技能検定制度については昭和 34 年度から実施しており、現在 137 職種について行っている。技能検定を行う職種やその試験内容については、技術革新の進展等に的確に対応し、時代のニーズに合致したものとなるよう、試験科目等の見直し等を毎年度行っており、17 年度には 20 職種について試験科目等の見直し等を行ったところである。

また、若年者の受検機会の拡大を図る観点から、3 級技能検定の実施職種数の拡大を平成 16 年度から図ったところである。これらにより 16 年度末には全国で約 44 万人が技能検定を受検しており、技能検定制度開始から 16 年度末での累計では、技能検定受検者は延べ約 705 万人になったことから、労働者が技能検定を受ける機会の拡大が図られており、本政策手段は有効であると評価できる。

政策手段の効率性の評価

(実績目標 1)

職業能力評価制度の整備については、業界団体の協力を得て、企業のニーズも踏まえながら、効果的なものとなるよう職業能力評価基準の策定を進めているところであり、さらに策定した職業能力評価基準については、業界団体の傘下企業等に対し効率的に普及を図っているほか、HP 等を活用して広く普及に努めているところである。

このように職業能力評価基準の策定、普及によって、企業における適正な能力評価や労働者の能力開発が効率的に実施されることとなる。

したがって、本施策は施策目標の達成に当たり、効率的であると評価できる。

(実績目標 2)

技能検定については、13 年 10 月の改正職業能力開発促進法の施行により、民間団体においても技能検定が実施できることとなり、現在、技能検定を実施する指定試験機関として 7 団体を指定しているところである。指定試験機関による技能検定の実施は、それに係る試験問題作成等の補助経費の削減が図られるため、効率的であると評価できる。

総合的な評価

職業能力評価制度の構築については、平成 17 年度までに 31 業種において評価基準の整備に取り組んでいるところである。職業能力評価システムの整備については、目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

技能検定は 137 職種について実施しており、職業生活全般にわたり 3 級、2 級、1 級、特級等と多段階的に技能を検定できるようになっていることなど、国が行う職業能力評価の重要なインフラとしてその効果は大きい。

これら 2 つの施策により、職業能力評価システムの整備については、目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

評価結果分類

分析分類

1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまりの確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

技能検定については、技能検定職種の内容の確定、技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目案等の見直し、試行技能検定の実施、その他の技能検定に関する専門的事項については専門調査員が調査することとしている（職業能力開発専門調査員規程（13年厚生労働省訓第18号））。

また、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行う場合は当該試験問題を中央技能検定委員に、指定試験機関が技能検定の試験業務を行う場合は技能検定試験に係る試験科目及びその範囲の設定、試験問題の作成等を指定試験機関技能検定委員に行わせることとしており、いずれも技術革新の進展に的確に対応するため学識経験を有する者の知見を活用している。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

（「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等）

・下記の通り、閣議決定等において能力評価制度の整備を進めることが求められており、今後とも能力評価制度の整備を進めていくこととしている。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（15年6月閣議決定）

「労働市場の整備のため、産業のニーズに応じた職業スキル標準・カリキュラムの策定、職業能力評価制度の整備等を進める。」

○530万人雇用創出プログラム（15年6月閣議決定）

「職業能力評価制度が企業内外を通じて労働者の能力を測定する基準として通用するようになることが必要であることから、社会的に必要な職業能力評価基準の策定を進める。」

なお、技能検定については、さらに、

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）の別表5の中で「技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」とされており、平成18年度から検討に着手することとしている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

技能検定については、「規制行政に関する調査結果報告書－資格制度見直し－」（平成12年総務庁行政監察局勧告）により国の資格審査事務の在り方の見直し等勧告されていることから、それら勧告事項について随時対応し、又は検討しているところであり、17年度には技能検定の20職種について試験科目等の見直し等を行い、1作業を廃止したところである。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし